

第428回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 2 8 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催年月日 令和元年10月25日
2. 開催場所 いるま野農業協同組合 田面沢支店 3階会議室
3. 開会時刻 午後 1時00分
4. 閉会時刻 午後 2時30分
5. 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
6. 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
7. 委員出席者数 15名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	福田純一	出		10	塩野謙吉	出	
2	中野一明	出		11	渋谷武	出	
3	矢部節	出		12	石川秀夫	出	
4	吉崎一行	出		13	栗原明	出	
5	鈴木一	出		14	今野英子	出	
6	関根誠	出		15	山田哲也	出	
7	長岡清	出		16	粕谷貞夫	欠	
8	須賀庄次郎	出		17	米原民子	欠	
9	内田光夫	出					

8. 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	山崎宗一	農地利用最適化推進委員	鈴木家守
農地利用最適化推進委員	西川利雄	農地利用最適化推進委員	戸口勇太郎

農地利用最適化推進委員	小野 澤 実	農地利用最適化推進委員	荻原 政 已
農地利用最適化推進委員	細 田 和 美	農地利用最適化推進委員	奥 富 薫
農地利用最適化推進委員	永 堀 知 已	農地利用最適化推進委員	時 田 重 雄
農地利用最適化推進委員	島 村 茂 勝	農地利用最適化推進委員	木 所 清 司
農地利用最適化推進委員	程 島 延 幸		

9. 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	宇 津 克 巳	主 査	榎 本 亮 太
副事務局長	石 田 秀 樹	主 事	酒 井 亮
主 幹	山 本 勇 志	主 事	山 本 和 慶
副主幹	廣 川 慎 司	主事補	飯 島 佑 加
主 査	河 野 敏 浩		

10. 開 会

会長 石川 秀 夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和元年10月25日第428回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11. 議事録署名委員選任の件

議長 石川 秀 夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委 員 矢 部 節

委 員 吉 崎 一 行

委 員 鈴 木 一

12. 議決事項及び議事の要領

報 告 第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「総会の所管に関する報告書9月分については、記載のとおりである。」との説明を行った。

議 案 第 1 号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、申出件数5件、総筆数19筆、総面積11,317㎡について申請があった。『使用貸借権設定』が5件である。10月総会で審議する申出は『新規』における『使用貸借権設定』で、令和元年11月15日から契約期間が設定されるものになる。今回の申出は、すべて借り手の要件を満たしている。新規の申出のため、借り手の経営状況について読み上げる。整理番号1番から5番は同一人からの申出のためまとめて説明する。整理番号1番は、2筆、1,322㎡、整理番号2番は、2筆、1,503㎡、整理番号3番は、6筆、2,445㎡、整理番号4番は、4筆、2,783㎡、整理番号5番は、5筆、3,264㎡、合計11,317㎡で、約3年の使用貸借権設定の申出である。借受人は、現在41歳で、農業従事日数は年間150日、家族と共に約55アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約300mである。以上のことから、整理番号1番から5番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から5番について農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をそれぞれ満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議 案 第 2 号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の2号議案は、件数9件、筆数20筆、面積14,343㎡についての申請があった。整理番号1番については、経営拡張のため所有権移転、4筆、3,844㎡の申請である。譲受人は、現在64歳で、農業従事日数は年間300日、家族と共に約476アールの農地を耕作する農家である。申請地の近隣に農地を所有し耕作していることから、申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約300mである。整理番号2番については、経営拡張のため所有権移転、4筆、3,455㎡の申請である。譲受人は、現在73歳で、農業従事日数は年間150日以上、家族と共に約36アールの農地を耕作する農家である。申請地の近隣に農地を所有し耕作していることから、申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約7kmである。なお、当申請が決定された場合、申請人の経営面積は約71アールとなり、農地法第3条の下限面積50アールを満たすことになる。整理番号3番については、経営拡張のため所有権移転、1筆、773㎡の申請である。譲受人は、現在45歳で、農業従事日数は年間200日、家族と共に約168アールの農地を耕作する農家である。申請地の近隣に農地を所有し耕作していることから、申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約450mである。整理番号4番については、譲受人である叔母からの

贈与、1筆、998㎡の申請である。譲受人は、現在67歳で、農業従事日数は年間150日、家族と共に約107アールの農地を耕作する農家である。申請地の近隣に農地を所有し耕作していることから、申請地を譲り受け、農業経営意欲の向上を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約400mである。

整理番号5番については、経営拡張のため所有権移転、4筆、338㎡の申請である。譲受人は、現在59歳で、農業従事日数は年間300日、家族と共に約307アールの農地を耕作する農家である。申請地の近隣に農地を所有し耕作していることから、申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約100mである。整理番号6番、7番については、隣接農地所有者間の耕作の便宜上における交換の申請のため、併せて説明する。整理番号6番は2筆、1,251㎡、整理番号7番は1筆、1,252㎡の申請である。整理番号6番の譲受人は、現在59歳と現在84歳で、世帯の合計従事日数は年間150日以上、家族と共に約307アールの農地を耕作する農家である。また、整理番号7番の譲受人は、現在56歳で、農業従事日数は年間300日、家族と共に約131アールの農地を耕作する農家である。今回、双方の所有する申請地を交換することで、所有する農地が整形され、耕作の効率化が図れるため申請されたものである。通作距離は、整理番号6番、整理番号7番ともに、100mである。整理番号8番については、経営拡張のため所有権移転、2筆、2,002㎡の申請である。譲受人は、現在61歳で、農業従事日数は年間300日、家族と共に約196アールの農地を耕作する農家である。申請地の近隣に農地を所有し耕作していることから、申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約100mである。整理番号9番については、経営拡張のため所有権移転、1筆、430㎡の申請である。譲受人は、現在77歳で、農業従事日数は年間150日以上、家族と共に約56アールの農地を耕作する農家である。申請地の近隣に農地を所有し耕作していることから、申請地を譲り受け、経営の拡張を図

りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約1kmである。以上のことから、整理番号1番から9番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいかお諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、調査報告を行う。10月21日に譲受人宅を訪問し、営農状況や農地取得目的などを調査してきた。譲受人は現在64歳で、夫婦で水稻や小麦などを作っている。年間従事日数は300日で、経営規模からわかるように大型の機械が揃っており、また遊休農地なども積極的に借り入れている。まだこれからも規模を拡大していきたいとの話であった。地元委員としても問題ないと考える。」との発言があった。

委員から「整理番号2番について、調査報告を行う。10月19日に調査をしてきた。譲受人は現在73歳、稲作の機械についてはすべて揃っている。自作地の近くにトラクターやコンバイン等の倉庫があるとのこと、今年度は乾燥機も新たに買って、家族で作業するとのことであった。また、忙しいときは息子も手伝ってくれるとのことである。今回取得する農地については、長年耕作放棄されており、まず除草など管理をしてから来年度作付けをするとの話であった。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

委員から「整理番号6番から、調査報告を行う。譲受人は現在畑を307アール所有しており、小松菜、チンゲン菜、サトイモなどを作っているようである。農業に対して真面目に取り組んでいる。整理番号7番の譲受人については、131アール所有しており、ほうれん草、にんじん、サトイモなど、たくさんの種類を作っているようであった。非常に真面目で農業にも誠実に取り組んでいる。今回の申請地は、整理番号7番の農地が中に入り組んでおり、非常に使いづらい。交換することにより耕作しやすくなるため、申請に至ったようである。地元の委員

としては、問題ないと考える。続いて整理番号8番について説明する。譲受人は現在61歳で、196アールの畑を耕作しており、ほうれん草、小松菜、さといも、ブロッコリーなどを作っているようである。経営拡張したいとの意思が強く、今回の売買に至ったとのことであった。農機具は、トラクター3台、トラック4台など所有しており、問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、他に意見を求めた。

議長は、他に意見がなかったため、整理番号1番から9番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号にそれぞれ該当しないこととし、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

議 案 第 3 号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の3号議案は、件数2件、筆数2筆、面積476㎡についての申請があった。整理番号1番については、貸駐車場に使用のため1筆、444㎡の申請である。この度、申請地の近隣にある月極駐車場が地権者の都合により返却せざるを得なくなったため、駐車場の利用者である近隣住民が代替地を探していたところ、申請地が適地であると考え、地権者に対して要望し、今回の申請に至った。農地区分については第2種農地であると考えられる。整理番号2番については、出入通路に使用のため1筆、32㎡の申請である。現在申請地の北側は申請人の住む自宅があるが、老朽化に伴い建て直しの計画がある。建て直すにあたり、現在のままでは接道要件を満たさないことから、要件を満たす接道幅員を確保するため、今回

の申請に至った。農地区分については、第2種農地であると考えられる。以上のことから、整理番号1番と2番については、それぞれ立地基準および一般基準からみて許可できない場合が規定された農地法第4条第6項各号に該当しないこと、また総合意見として許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番と2番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号について総合意見として許可相当と意見を付すことに決定する。

議 案 第 4 号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の4号議案は、件数12件、筆数27筆、面積11,514.57㎡についての申請があった。整理番号1番については、住宅新築のため所有権移転、3筆、314㎡の申請である。譲受人は、現在借家にて暮らしている。子供の成長とともに現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第3種農地と第2種農地であると考えられる。排水については、北側道路に埋設されている公共下水道管へ放流する計画である。整理番号2番については、住宅新築のため使用貸借権設定、1筆、310㎡の申請である。譲受人は、現在借家にて暮らしている。子供の成長とともに現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申

請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て、南側水路へ放流する計画である。整理番号3番については、住宅新築のため使用貸借権設定、6筆、502.14㎡の申請である。譲受人は、現在借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て、西側道路側溝へ放流する計画である。整理番号4番については、特別養護老人ホーム新築のため賃借権設定、1筆、3,967㎡の申請である。譲受人は、平成23年12月に設立し、特別養護老人ホームの運営を主な業務としている。今回川越市では、特別養護老人ホーム増設の計画があることから適地を探していたところ、申請地が見つかったため賃借にて借り受け、特別養護老人ホームを建築したいとの申請である。農地区分については、第3種農地であると考えられる。排水については、北側道路に埋設されている公共下水道管へ放流する計画である。整理番号5番については、住宅新築のため所有権移転、3筆、312.06㎡の申請である。譲受人は、現在実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、独立生計を考え住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て、北側水路へ放流する計画である。整理番号6番については、住宅新築のため所有権移転、3筆、448.37㎡の申請である。譲受人は、現在借家にて暮らしている。子供の成長とともに現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近く通勤に便利な申請地が適地と考え、売買にて取得し住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水につ

いては、合併浄化槽を経て北側水路へ放流する計画である。整理番号7番については、住宅新築のため所有権移転、1筆、200㎡の申請である。譲受人は、現在借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近く通勤に便利な申請地が適地と考え、売買にて取得し住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第3種農地であると考えられる。排水については、前面道路に埋設されている公共下水道管へ放流する計画である。整理番号8番については、農地改良のため一時使用貸借権設定、4筆、4,048㎡で、許可後9箇月間の一時転用の申請である。申請地は、水捌けが悪いため、雨が降ると排水できず、耕作に支障をきたしている状況であることから、良質土により60センチの盛土を行い、畑として使用すると地主の意向により申請されたものである。工事完了後は、桃の作付けを行う計画である。本申請地は農用地区域内であることから農地の転用は原則不許可であるが、一時的な利用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないことに該当すると考えられる。整理番号9番については、資材置場に使用のため使用貸借権設定、1筆、413㎡の申請である。譲受人は、平成30年12月に設立し、建築・土木工事を主な業務としている。現在同法人は資材を置くための土地を所有しておらず、業務上必要な資材については現場に置かせてもらっており、受入れ資材の制限を行うことで対応している。現行の運営形態のままでは業務に支障を来してしまうことから、適地を探していたところ申請地が見つかったため、使用貸借にて借り受け資材置場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。整理番号10番については、住宅新築のため所有権移転、1筆、222㎡の申請である。譲受人は、現在借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、通勤に便利な申請地が適地と考え、売買にて取得し住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、前面道路に埋設されている公共下水道管へ放流する計画

である。整理番号 1 1 番については、住宅新築のため所有権移転、2 筆、4 8 6 m²の申請である。譲受人は、現在実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、独立生計を考え住宅の建築を計画した。そこで、通勤に便利な申請地が適地と考え、売買にて取得し住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第 2 種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て北側道路側溝へ放流する計画である。整理番号 1 2 番については、住宅新築のため使用貸借権設定、1 筆、2 9 2 m²の申請である。譲受人は、現在借家にて暮らしている。子供の成長とともに現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第 2 種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て、北側水路へ放流する計画である。以上のことから、整理番号 1 番から 1 2 番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないこと、また、総合意見として許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 4 番について、調査報告を行う。1 0 月 2 4 日、現地において代理人と現地や設計図等の確認をした。現地は県道沿いに位置しており、畑が 3 0 c m ほど低くなっている。そのため、雨水に関しては浸透枡を設置し、内部で完全に処理するとの話であった。周りの農地に影響がでないようにと、強く伝えた。地元の委員としても、高齢化が進んでいるため必要だと感じた。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

委員から「整理番号 8 番について、調査報告を行う。1 0 月 2 3 日に譲渡人宅を訪問し、話を聞いてきた。申請地は貸付地であったが、耕作者が高齢のため返却となった。そのため、農地改良を行い畑にして、桃 6 0 本を植えるとのことである。

夫と以前から農業に興味があり、就農セミナーなどに参加をすることである。

農機具は耕耘機、軽トラックを所有しており、今後はトラクター等の購入を検討しているとのことである。以上のことから、地元委員としては問題ないと考える。」との発言があった。

議長は、他に意見を求めた。

委員から「整理番号4番について伺う。目的が特別養護老人ホームだが、定員数はどのくらいなのか。」との発言があった。

事務局は「添付図書では、100床となっている。」との説明を行った。

委員から「駐車場は何台分あるのか。」との発言があった。

事務局は「添付図書では、駐車場は25台となっている。」との説明を行った。

議長は、他に意見を求めた。

議長は、他に意見がなかったため、整理番号1番から12番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないこと、また、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号4番については、「雨水や排水は適正に処理し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」、整理番号8番については、「事業計画を順守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相当とし、整理番号4番と8番については条件を付すことに決定する。

議 案 第 5 号

令和2年度川越市における農地利用最適化の推進に係る施策等に関する意見書について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「本議案で審議いただく意見書については、農業委員会法第38条で提

出が義務化されていることから、本総会での決定後、11月18日の市長と運営委員との懇談会の際に提出するほか、一部農委スポット情報に掲載する予定である。

意見書前文について説明する。最初に本市の農業の現状を述べ、次に農業を巡る情勢を述べている。次に本委員会の活動状況を述べ、結びに法に基づき本意見書を提出する旨を述べている。1. 優良農地の保全及び有効利用の推進のための支援については、9項目である。おおむね前年と同様の意見であり、引き続き基盤整備や遊休農地の解消のための施策等について求めるものである。(2)に関しては、前年の意見書における農道の整備と農業用水路の整備という2項目を統合した文言となっている。2. 担い手の育成・確保、新規参入などの支援および経営改善支援については、昨年度と同じ項目であり、就農支援のほか研修の充実等を求める内容である。なお、昨年度は『人・農地プラン』の策定に関して一項目設けていたが、現在は、全地区の策定が完了し、その実質化に向けて取り組んでいることを市農政課に確認したため、項目を削除している。3. その他農業振興のための支援については、農産物のブランド化の推進や、地産地消の観点からのイベントの充実を求めるもの等の4項目である。(1)に関しては、前年の意見書の中で、農産物のブランド化、地産外消それぞれ項目を設けていたが、これらは互いに密接に関わるものであることから、項目を統合している。また、(3)に関しては、前年度の意見書では給食のみの言及であったが、子供に農業への関心を持ってもらうための授業を充実してほしいという意見が多く、それを反映した文言となっている。4. 農業委員会の体制整備と業務支援については、適正な委員会運営ができるよう委員会活動に対する予算の確保等について支援を求める内容である。なお、昨年度と異なる点については、任期満了に伴う新委員の任命に関し配慮を求めるものである。5. その他については、昨年度も要望のあった災害対策、不法投棄の防止のほか、野焼きに関するもの、計3項目である。」との説明を行った。

議長は、委員に意見等を求めたところ意見等がなかったことから、採決に入る旨

を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第5号は原案どおり決定する。

議 案 第 6 号

川越市農業委員会会長専決規程の一部を改正する告示を定めることについて

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、農地法第4条第1項及び第5条第1項に条文が追加され、農地法第4条第1項第7号が第4条第1項第8号に、第5条第1項第6号が第5条第1項第7号にそれぞれ変更される。このため、法律の施行日である令和元年11月1日に合わせて川越市農業委員会会長専決規程の引用部分の改正が必要になったものである。変更箇所は、第2条第3号であり、その条文中の第4条第1項第7号を第4条第1項第8号に、第5条第1項第6号を第5条第1項第7号に改めるものである。」との説明を行った。

議長は、委員に意見等を求めたところ意見等がなかったことから、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第6号は原案どおり決定する。

以下余白

13. 閉会

議長 石川 秀夫 は議案の審議がすべて完了したため、第428回
川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

14. 署名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和元年11月1日

議長 石川 秀夫 印

委員 矢部 節 印

委員 吉崎 一行 印

委員 鈴木 一 印
